

令和6年3月

保護者各位

岡山県立烏城高等学校

校長 越宗 哲生

### 烏城高校教職員が遵守すべき校内ルールの周知について

保護者等・生徒への連絡と教員の自家用車への生徒同乗に関する本校の「校内ルール」についてお知らせいたします。

本校の教職員は、生徒との不適切な関係などの不祥事が生じたり、誤解されたりすることがないように、校内ルールを遵守し、日々誠心誠意生徒の指導に当たっております。

それでも、校内ルールの運用や本校の教育活動についての御質問等がありましたら、各担任または教頭までお知らせください。

また、セクハラ・パワハラ相談窓口は養護教諭であることを申し添えます。

#### 【校内ルール】

##### 1 保護者等・生徒への連絡

- ① 家庭への連絡は、学校の電話から家庭の電話にする。（保護者等連絡）
- ② 保護者等に連絡がつかない場合、学校の電話で保護者等・生徒の携帯電話に連絡する。
- ③ 原則教員個人の携帯電話は連絡に使用しない。
- ④ 休日の部活動や校外での活動時など、急な対応があるときに限り携帯電話・メール等を使用する。メールは日時・場所等の事務連絡のみとする。
- ⑤ 教員が生徒とLINEなどのSNSを利用して、連絡を取り合うことは禁止する。

##### 2 教員の自家用車に生徒を同乗させる場合

- ① 生徒を教員の自家用車に同乗させることは、原則禁止とする。
- ② 生徒引率等で他に適当な交通手段がなく、同乗させる必要が生じたときは、事前に「自家用車生徒同乗使用申請書」に保護者等の「同意書」を添えて教頭に提出し、許可を得る。
- ③ 緊急に生徒を同乗させる必要が生じたとき
  - ・管理職の了解を得て同乗させ、事後速やかに報告する。
  - ・引率先等で管理職への連絡がつかない場合は、引率者の判断で同乗させ、事後できるだけ速やかに管理職に報告する。

➤生徒を同乗させる場合は、全て内規に規定してある保険に加入している自家用車でなければならない。